

# 平取町水道料金等の未納に係る給水停止処分等の取扱要綱

令和3年3月10日

訓令第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項及び平取町給水条例（平成10年平取町条例第11号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき給水停止処分を行う場合の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 条例第11条、第13条第2項、第19条第4項の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金、その他条例の規定により納付する金額（以下「水道料金等」という。）を指定期限が経過してもなお納入しない者に対し、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の規定による督促は、納期限経過後20日以内に発するものとする。
- 3 第1項の督促に指定すべき期限は、その発した日後15日以内において定めるものとする。
- 4 第1項の督促は、原則として水道料金等納付督促状（様式第1号）により行うものとする。

(給水停止の範囲)

第3条 町長は、次の各号に該当する者に対し、給水停止予告通知書（様式第2号）により納入期限を指定して給水停止の予告を通知するものとする。

- (1) 水道料金等を3月以上滞納している者
  - (2) 水道料金等の滞納が3月以下の者であっても、過去において給水停止処分を受けたことがある者
  - (3) その他町長が必要と認めた者
- 2 前項の給水停止予告通知書に指定すべき納入期限は、給水停止予告通知書を発した日後15日以内において定めるものとする。ただし、町長が特に事情があると認めた者については、この限りでない。
  - 3 第2項の納入期限までに水道料金等が納入されない場合は、給水停止決定通知書（様式第3号）により給水停止日を指定して給水停止を通知するものとする。
  - 4 前項の給水停止決定通知書に指定すべき給水停止日は、給水停止決定通知書を発した日後10日以内において定めるものとする。ただし、町長が特に事情があると認めた者については、この限りでない。
  - 5 第1項及び第3項の通知は、郵便による交付送達又は建設水道課職員による交付送達によるものとする。

(給水停止の執行)

第4条 給水停止の執行は、給水停止日の前日までに水道料金等の納入をしない者に対して行う。ただし、町長が特に事情があると認めた場合には、処分を保留することができる。

- 2 給水停止は、水道使用者が不在であっても執行する。
- 3 町長は、給水停止を執行した場合は、給水停止執行通知書（様式第4号）により、水道使用者に通知するものとする。
- 4 水道料金等に未納のある者のうち、連続して使用水量が0 m<sup>3</sup>であるほか、水栓所在地に居住して水道を使用する者がなく不在であると認められるものについては、給水停止予告通知書、給水停止決定通知書及び給水停止執行通知書による通知を省略し、これに準じた様式により取扱うことができる。

(給水停止の方法)

第5条 給水停止は、止水栓を閉栓して行うものとする。ただし、必要と認めるときは、他の適切な方法により行うものとする。

(給水停止の中断)

第6条 給水停止を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定にかかわらず、給水停止を中断することができる。

- (1) 天災その他の災害により被害を受け、水道料金等を納入することができないと認められるとき。
- (2) 本人又は同居の親族が疾病等により、水道料金等を納入することができないと認められるとき。
- (3) その他町長が特に必要と認めたとき。

(給水停止の解除)

第7条 給水停止は、条例第36条第1項第1号に該当しなくなったときに解除し、給水停止処分解除通知書(様式第5号)により通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に給水停止処分を受けている者については、この要綱により給水停止処分を受けているものとみなす。